

電気工事業に関する
Q & A

令和6年9月
岡山県消防保安課

目 次

登録の必要性の有無等について

- 1 電気工事業登録の必要のない場合とは何か・・・・・・・・・・ 1
- 2 業としてエアコンの設置・修理の工事を行うために登録が必要・・・・・・・・ 3
か
- 3 自家用電気工作物に係る電気工事しか行わないが、登録の手続・・・・・・・・ 3
は必要か
- 4 登録電気工事業者とみなし登録電気工事業者の違いは何か・・・・・・・・ 3
- 5 A県で電気工事業の登録等を受けた場合、（登録等を受けていな・・・・・・・・ 3
い） B県下でも電気工事をしてよいか

主任電気工事士の実務経験証明等について

- 6 主任電気工事士になるための条件とは何か・・・・・・・・・・ 4
- 7 第二種電気工事士を主任電気工事士として選任する場合の3年以・・・・・・・・ 4
上の実務経験とは何か
- 8 誰が実務経験を証明するのか・・・・・・・・・・ 4
- 9 実務経験が認められる期間の基準は何か・・・・・・・・・・ 5
- 10 勤務していた事業所が廃業（又は個人事業主は死亡）した場合の・・・・・・・・ 5
証明者は誰か
- 11 第二種電気工事士免状の交付を受けたため、一人で登録電気工事・・・・・・・・ 5
業を営みたいと考えているができるか

みなし登録電気工事業者について

- 12 電気工事業の登録をしており、今回、建設業許可を取得したが、・・・・・・・・ 6
新たな手続が必要か
- 13 みなし登録電気工事業者であり、この度、建設業許可の更新を行・・・・・・・・ 6
ったが、電気工事業法上では何か手続が必要か
- 14 みなし登録電気工事業者であり、開始届の際に交付を受けた受理・・・・・・・・ 6
書を紛失したが、再交付できるか
- 15 みなし登録電気工事業者であり、この度、役員を変更したが、電・・・・・・・・ 6
気工事業法上では何か手続が必要か

登録の事務手続等について

- 16 登録電気工事業者（個人）であり、この度、法人を立上げ、株式・・・・・・・・ 7
会社として電気工事業を営むこととなったが、どのような手続が
必要か

- 17 登録電気工事業者として5年ごとの更新登録の手続を忘れて登録・・・7
が失効した場合はどうなるのか
- 18 電気工事業法上の営業所の定義は何か・・・8
- 19 新たに営業所を設けたいが、何か手続が必要か・・・8
- 20 登録電気工事業者は、電気工事業の更新手続をいつ行えばよいの・・・8
か
- 21 電気工事業の登録等を行うにあたり、法定備付器具はすべて営業・・・9
所ごとに備えておかなければならないか
- 22 営業所ごとに備え・保存する「帳簿」は、電子媒体でもよいか・・・9
- 23 標識は、本社に掲げておけばよいか・・・9
- 24 電気工事業者の登録簿の閲覧は、誰でもできるか・・・9

その他

- 25 手数料はどこで支払うことができるか・・・9
- 26 申請書の記載例はあるか・・・10

登録の必要性の有無等について

1 電気工事業登録の必要のない場合とは何か

<回答>

以下①～⑥の事例に当てはまる場合は登録の必要はありません。

①電気工事業法の規制を受けない電気工事のみを行う場合（具体的には次のとおり）。

- ・「発電所、変電所、最大500kW以上の需要設備など」の自家用電気工作物に係る電気工事のみを行う場合

②他の者から依頼を受けないで電気工事を行う場合や、試験的・一時的に電気工事を行う場合（具体的には次のとおり）。

- ・電気工事士の免状を有する者が、たまたま自宅の電気工事を行う場合
- ・ビル管理業者がそのビルの管理の必要上当該ビル内の電気工事を自らが反復・継続して行う場合（他の者から依頼を受けて電気工事を行う部分があれば電気工事業に該当します。）
- ・他の業をもつ者がたまたま1回限り電気工事を行う場合

③請け負った電気工事の施工をすべて他のものに下請させて、自らその電気工事を行わない場合。ただし、一度でも自らが電気工事に該当する作業を行うことがあるのであれば、電気工事業の登録等が必要です。

④家庭用電気機械器具の販売業者が、家庭用電気機械器具（テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）の販売に附随して自ら電気工事を行う場合（使用電圧が200V以上のものを除き、機器のコンセントを設ける等の局部的な工事で、電気工事士がその作業に従事する場合に限る。）

【参考：次の場合は電気工事業の登録が必要です】

ア 幹線に係る工事、分岐回路の増設工事、分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容量変更を伴う工事あるいは屋側配線又は屋外配線に係る工事を行う場合

イ 家庭用電気機械器具の販売業者が、太陽電池発電のパネル設置にかかる電気工事を行う場合（家庭用電気機械器具の販売に附随して自ら電気工事を行う場合には該当しないためです。）

ウ 家庭用電気機械器具の販売業者等から依頼を受けて電気工事を行う場合（受託して行う電気工事は電気工事業に該当するため登録が必要です。）

⑤電気工事士免状を有する者が、登録電気工事業者（電気工事を請け負った者）のもとで工事の一部を手伝う（日雇い等）場合

※登録電気工事業者から、工事の一部又は全部の施工の委託を受けた場合（下請けとなった場合）は、登録が必要です。

⑥電気工事に該当しない以下の6つの軽微な工事のみを行う場合

- ・電圧600V以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600V以下で使用するナイフスイ

ッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事

- ・電圧600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- ・電圧600V以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- ・電鈴、インターホン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が36V以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- ・電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- ・地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

【参考：電気工事士法施行規則に軽微な“作業”といったものがあります。軽微な作業は、電気工事士等の資格がなくてもできますが、電気工事に該当するので電気工事業の登録が必要です。】

電気工事士法施行規則（抜粋）
（軽微な作業）

第2条 法第3条第1項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業（電気さくの電線を接続するものを除く。）

ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業

ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業

ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業

ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）

ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業

ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業

チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業

ヌ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業

ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力500kW未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧600V以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ 電圧600Vを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

2 法第3条第2項の一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

- イ 前項第一号イからヌまで及びヲに掲げる作業
- ロ 接地線を一般用電気工作物等（電圧600V以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- 二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

2 業としてエアコンの設置・修理の工事を行うために登録が必要か

<回答>

登録が必要です。

標準的なエアコンの設置工事としては、主として以下の作業があげられます。

- ① 室外機の設置
- ② 室内機と室外機をつなぐ内外接続線に関連する作業
- ③ 接地線に関連する作業
- ④ 冷媒配管の接続
- ⑤ ドレインホースの接続
- ⑥ 室内機の壁への固定

このうち、②及び③は「電気工事」に該当します。

3 自家用電気工作物に係る電気工事しか行わないが、登録等の手続は必要か

<回答>

自家用電気工作物（電気事業法に規定する自家用電気工作物のうち、最大電力500kW未満の需要設備のみ）に係る電気工事業を営む場合は、「電気工事業開始通知書」の手続が必要です。

※建設業許可を受けた建設業者であっても、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む場合は、「みなし通知」の手続を行う必要があります。

4 登録電気工事業者とみなし登録電気工事業者の違いは何か

<回答>

建設業の許可を受けているか否かの違いです。

建設業の許可を受けていなければ「登録電気工事業者」になり、建設業の許可を受けていれば「みなし登録電気工事業者」になります。

許可を受けた建設業の種類は問わず、電気工事業以外の種類であっても電気工事業を営む場合は電気工事業法の「電気工事業開始届出書」の提出が必要です。

5 A県で電気工事業の登録等を受けた場合、（登録等を受けていない）B県下でも電気工事をしてよいか

<回答>

登録等した都道府県以外でも、電気工事を行うことはできます（全国どこでも電気工事が行えます）。

主任電気工事士の実務経験証明等について

6 主任電気工事士になるための条件とは何か

＜回答＞

選任資格は、①又は②のいずれかの者で、③から⑤の要件を満たす者です。

- | | | |
|--------|---|---|
| いずれか | { | ①「第一種電気工事士免状」の取得者 |
| | | ②「第二種電気工事士免状」の交付を受けた後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者
※同一事業所でなくとも通算の期間が3年以上であれば該当します。 |
| すべてに該当 | { | ③個人事業主、法人役員又は直接雇用している従業員のいずれかであること。
※主任電気工事士は、専らその置かれている営業所において電気工事の作業管理（施工管理）を行う者であることから、正規雇用の社員等、電気工事の作業管理（施工管理）を行える立場の者を選任すること。ただし、仮に派遣社員であっても、継続的に営業所に所属することを確認できる場合は主任電気工事士への選任が可能です。 |
| | | ④他の営業所、又は他の電気工事業者の営業所の主任電気工事士と兼務していないこと。 |
| | | ⑤電気工事業法第6条第1項1号から4号（欠格要件）に該当していないこと。 |

7 第二種電気工事士を主任電気工事士として選任する場合の3年以上の実務経験とは何か

＜回答＞

実務経験とは、「一般用電気工作物等」を設置し、又は変更する工事（政令で定める軽微な工事を除く）の実務に従事した事実をいいます。

（例：一般住宅や小規模店舗、事務所等における照明、空調等の屋内配線工事等）

※認定電気工事従事者認定証を有する場合は、自家用電気工作物（最大電力500KW未満の需要設備に限る）を設置し、又は変更する工事（政令に定める軽微な工事を除く）も実務経験に含まれます。

8 誰が実務経験を証明するのか

＜回答＞

証明者は、勤務していた登録電気工事業者（みなし登録電気工事業者）です。

※既に登録済の事業者であれば、代表者が新たに主任電気工事士になるときに実務経験を証明することも可能です。

9 実務経験が認められる期間の基準は何か

＜回答＞

証明できる期間は、次の①及び②の両方を満たした期間です。

- ①本人の第二種電気工事士免状の交付日以降から現在まで
- ②証明する登録電気工事業者の登録期間（登録開始年月日（建設業の許可日）以降から現在まで）

10 勤務していた事業所が廃業（又は個人事業主が死亡）した場合の証明者は誰か

＜回答＞

以下①～③のいずれかとしてください。

- ①2者以上の同業他社（登録電気工事業者）からの証明
- ②電気工事業工業組合等法人格を有する団体による証明書
- ③申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類
（例：勤務していた事業所の法定帳簿（5年保存）のうち、3年分以上の工事竣工記録で、作業者と作業内容（法的に電気工事に位置づけられる作業）が確認できるもの。）

11 第二種電気工事士免状の交付を受けたため、一人で登録電気工事業を営みたいと考えているができるか

＜回答＞

電気工事業者は主任電気工事士を選任する必要がありますが、一人で電気工事業を始めるためには、申請者本人が主任電気工事士になることが考えられます。

主任電気工事士になるには第二種電気工事士免状の交付後、登録電気工事業者等のもとで、3年以上の電気工事に従事した実務経験が必要となりますので、現時点では主任電気工事士となることはできません。

現時点において登録電気工事業者となるためには、第一種電気工事士免状取得者又は3年以上の実務経験を有している第二種電気工事士免状取得者を雇用し、主任電気工事士として選任しなければなりません。

みなし登録電気工事業者について

12 電気工事業の登録をしており、今回、建設業許可を取得したが、新たな手続が必要か

<回答>

登録電気工事業者が建設業許可を取得した時点で、「登録電気工事業者」から「みなし登録電気工事業者」となるため、遅滞なく「電気工事業開始届出書」を提出してください。

その際に「登録電気工事業者の廃止届出書」及び保有している「登録電気工事業者登録証」をあわせて提出してください。

13 みなし登録電気工事業者であり、この度、建設業許可の更新を行ったが、電気工事業法上では何か手続が必要か

<回答>

建設業許可を更新した場合は、その都度、遅滞なく「電気工事業に係る変更届出書」及び「建設業許可書の写し」の提出が必要です。

なお、建設業許可を更新されなかった場合は、「電気工事業廃止届出書」の手続が必要です。

引き続き電気工事業を行う場合には、再度、建設業許可を受けて、「みなし登録電気工事業者」として新たに「電気工事業開始届出書」の手続を行うか、建設業許可を受けない場合には、「登録電気工事業者登録申請書」の手続を行う必要があります。

14 みなし登録電気工事業者であり、開始届の際に交付を受けた受理書を紛失したが、再交付できるか

<回答>

受理書は再交付できません。

再交付できるのは「登録証」のみです。これに代わるものとしてみなし登録電気工事業者であることを証明する手続がありますので、まずは窓口にご連絡ください。

※証明願（手数料：750円）を提出いただき、証明を求める内容に誤りがなければ、そのことを証明する書類を交付します。

15 みなし登録電気工事業者であり、この度、役員を変更したが、電気工事業法上では何か手続が必要か

<回答>

役員（代表者・主任電気工事士を除く。）を変更した場合の手続は不要です。

登録の事務手続等について

16 登録電気工事業者（個人）であり、この度、法人を立上げ、株式会社として電気工事業を営むこととなったが、どのような手続が必要か

＜回答＞

承継の手続が必要です。

また、地位を承継することにより、登録証に変更（氏名、名称、住所の変更）を伴う場合は、手数料（2,200円）が必要です。

なお、みなし登録電気工事業者、通知電気工事業者は、承継の手続はできませんので、「電気工事業者廃止届出書（電気工事業廃止通知書）」と新たな「電気工事業開始届出書（電気工事業開始通知書）」の手続が必要です。

【参考：以下の理由により電気工事業者の地位を承継した者は、承継の日から30日以内に、承継届を提出する必要があります。】

ア 事業の全部譲渡：登録電気工事業者たる法律上の地位を、他人に移転させること。

例）個人→法人、法人→個人、法人→法人 など

イ 相続：その電気工事業の包括承継をいい、分割承継は含まれない。

例）親→子 など

ウ 合併：吸収合併（合併する法人の一方が合併後存続する場合）によるもの、新設合併（合併により新法人を設立する場合）によるもの。

エ 分割（事業の全部承継）：法人を分割し、新設する法人に登録に係る電気工事業の全部を承継すること。

17 登録電気工事業者として5年ごとの更新登録の手続を忘れて登録が失効した場合 はどうなるのか

＜回答＞

引き続き電気工事業を営む場合は、直ちに新規として登録申請手続を行う必要があります。

失効後に電気工事業を営むと、法により罰せられることがあります。

18 電気工事業法上の営業所の定義は何か

＜回答＞

営業所とは、電気工事の施工の管理（電気工事に使用する測定器具や図面類の管理）をするなどの作業を行う店舗を指します。

したがって、本店、支店、営業所、出張所等の名称に関わらず、実態として、その管理の業務を行っていれば、営業所に該当します。

また、電気工事の契約の締結、経営管理等のみを行い、具体的な電気工事の施工に関する管理をすべて下部組織等に行わせているような本店等は、営業所に該当しません。

※営業所として登記していなくとも、実態として電気工事の施工管理をおこなっていれば営業所に該当します。

19 新たに営業所を設けたいが、何か手続が必要か

＜回答＞

岡山県内にのみ営業所を増設する場合は、増設したことについての変更手続が必要です（新たに増設する営業所にも専任の主任電気工事士を置く必要があります。）。

なお、岡山県以外の地域に営業所を増設する場合は、登録等の事務の所管が岡山県知事から国（中国四国ブロック管内の場合は中国四国産業保安監督部電力安全課、それ以外の地域の場合は経済産業大臣）に変更となりますので、変更後、当県には遅滞なく「登録行政庁変更届出書」を提出してください。

20 登録電気工事業者は、電気工事業の更新手続をいつ行えばよいのか

＜回答＞

期限の切れる1か月前までに更新の手続を行ってください。

なお、登録期限は、登録年月日の5年後です（例：登録年月日が令和6（2024）年4月1日の場合は、登録の有効期限は令和11（2029）年4月1日です。）。

また、電気工事業法では、登録事項の変更の日から30日以内に更新の手続を行わなければならないませんが（届出を行わなかった場合は2万円以下の罰金が科せられることがあります。）、登録更新時に登録内容に変更があることが判明した場合は、更新手続と同時に更新の手続も行ってください。

なお、登録証に変更がある場合は、更新の手数料（12,000円）とは別に、登録証の変更の手数料（2,200円）も必要になります。

21 電気工事業の登録等を行うにあたり、法定備付器具はすべて営業所ごとに備えておかねばならないか

＜回答＞

営業所ごとに備え付ける必要があります。

なお、自家用電気工作物の工事の業務を行う営業所に義務付けられている器具のうち、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、必ずしも購入する必要はなく、必要なときに使用し得る措置が講じられていればよいことになっています。

必要なときに使用し得る措置とは、同業者と賃貸契約を締結するなど、必要に応じて借りられるようにしておくことを意味します。

22 営業所ごとに備え・保存する「帳簿」は、電子媒体でもよいか

＜回答＞

行政庁による立入検査等の際に表示・開示を求められた場合、直ちに表示・開示できるように保存していれば電子媒体でも差し支えありません。

なお、帳簿は記載の日から5年間保存しておく必要があります。

23 標識は、本社に掲げておけば良いか

＜回答＞

標識は、各営業所及び電気工事の施工場所（電気工事が1日で完了する場合を除く。）に掲示する必要があります。

24 電気工事業者の登録簿の閲覧は、誰でもできるか

＜回答＞

電気工事業者に限らず、どなたでも登録電気工事業者登録簿の閲覧又は謄本の交付を受けることができます。

手数料は、閲覧は1回につき440円、謄本交付は1枚につき600円です。

その他

25 手数料はどこで支払うことができるか

＜回答＞

岡山県出納局会計課ホームページに記載の収納専用窓口でお支払いいただくことができます。

(URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/867134.html>)

お支払いいただいた後に発行される納付済証（シール）を書類の該当箇所に貼り付けて、窓口に出すようにお願いします。

26 申請書の記載例はあるか

＜回答＞

手続に係る様式は、岡山県消防保安課の電気工事関係のホームページに掲載しています（「岡山県 電気工事 様式」で検索すると、検索結果の上位に出てきます。）。

記入例は、「登録電気工事業登録申請書（A-01）」又は「登録電気工事業登録更新申請書（A-02）」の様式の中に掲載していますのでご参考ください。

また、記入に当たっては、ボールペン等の消えない筆記具を使用してください。